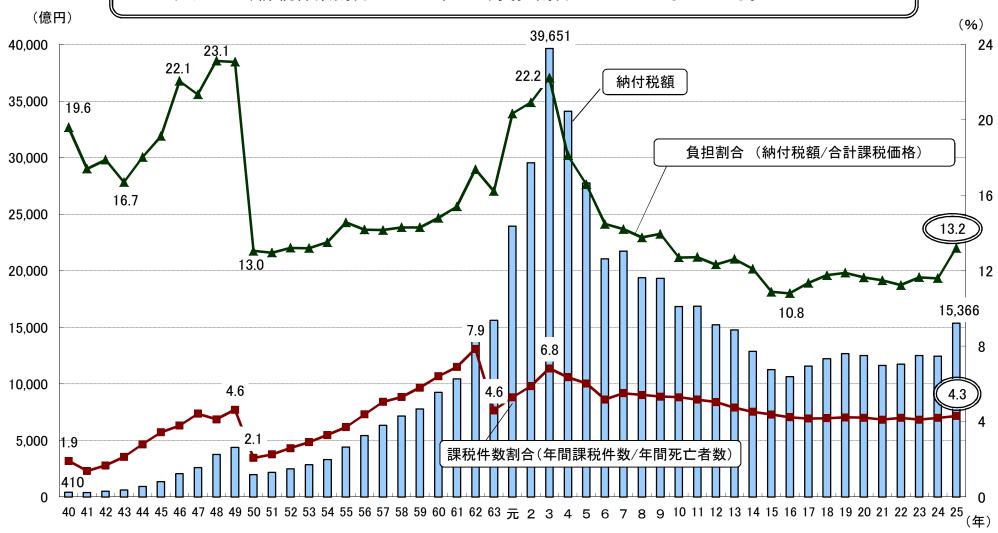
相続税の課税件数割合、負担割合及び納付税額の推移

バブル期以後は、相続税の課税件数割合、負担割合及び納付税額とも減少傾向にあり、 足元では、課税件数割合は100人中4人、負担割合は13.2%となっている。



(注)課税件数、納付税額及び合計課税価格は「国税庁統計年報書」により、死亡者数は「人口動態統計」(厚生労働省)による。

わが国税制の現状と課題―21世紀に向けた国民の参加と選択―(抄)

平成12年7月14日 税制調査会

四 資産課税等

2. 相続税

(3)相続税の課題

① 税制改正の流れと相続課税

21世紀における相続課税が、その富の再分配機能・財源調達機能を、どの程度、どのように発揮していくべきかは、税制全体の姿を踏まえて考えていく必要があります。

税制全体として見た場合の再分配機能は、今後とも個人所得課税がその中心的役割を果たしていくものと考えられます。しかし、個人所得課税の累進構造は相当程度フラット化の方向に緩和されてきました。また、消費税が税体系で重要な役割を果たすようになってきています。こうした変革は、経済に活力をもたらすことが期待されていますが、他方で、税制全体の再分配機能を弱める方向に働いてきたという指摘もあります。

相続課税の持つ富の再分配機能に関し、「<u>相続課税にどの程度の累進性を持たせるか</u>」については、次のような二つの考え方があります。一方は、今後、相続により資産を取得する機会に恵まれた者とそのような機会を持たない者との間での資産格差が拡大し、自己の努力以外を要因とする資産集中が進めば、同世代間の機会の平等を確保することが困難となり、不平等感の高まりと勤労意欲の減退に結び付きかねないという考え方です。他方で、資産家層に過重な負担を求めることは、自らの資産を大きくして子供に引き継がせたいという意欲を削いで、経済の活性化にマイナスの影響を及ぼすという考え方もあります。もとより、どの程度の累進性をもって、税制全体を通じた再分配を行っていくかは、その時々の経済社会状況やあるべき社会像により異なってくるものです。また、相続課税に限らず、税率構造を考えるに当たっては、その時々の財政状況も勘案しなければなりません。

ただ、いずれにしても、<u>租税が公的サービスの費用を国民皆で広く分かち合うものであることをも考えると、「相続課税の対象者の範囲」については、相続課税がある程度の資産家層を対象とする税であると位置付けるとしても、そのあり方を見直していく余地があるのではないでしょうか。</u>また、今後、国民負担率が長期的にはある程度上昇していかざるを得ないと見込まれる中では、相続課税が納税をする者の勤労意欲に直接に影響を及ぼさないという意味で、経済に与える歪みが少ない税であるという点に十分留意しなければなりません。

抜本的な税制改革に向けた基本的考え方(抄)

平成19年11月20日 税 制 調 査 会

第2 各論

- 6. 資産課税
 - (1) 相続税
 - ① 相続課税の現状等と今後の方向性

相続税については、主にバブル期における地価の急騰に伴い、基礎控除の引上げ等の減税や、居住及び事業の継続に配慮した各種特例の拡充が行われ、さらに、平成15年度税制改正では最高税率の引下げを含む税率構造の見直しが行われた。

このため、近年地価がバブル期以前の水準にまで下落し、相続税の負担が大幅に緩和された結果、<u>年間死亡者数のうち相続税の課税が</u>発生する割合が4%程度まで減少するなど、その資産再分配機能や財源調達機能は低下している。

近年の経済のストック化の中で、家計資産及び相続税の課税遺産における金融資産の額が著しく増加している。特に、高齢者世帯ほど資産蓄積が多く、家計資産の格差も、高齢者世帯において顕著となっている。また、相続人の数は年々減少してきており、今後ともそうした傾向が続くものと見込まれる中で、相続人の取得する財産額はさらに増加していくと考えられる。こうした点を踏まえると、相続を機会に高齢者世代内の資産格差が次世代へ引き継がれる可能性も増してきていると考えられる。

また、高齢化の進展の中で、相続人自身も高齢化してきており、<u>相続時点ではすでに相続人自身の資産形成も進んでいる</u>と考えられる。このため、<u>相続財産が相続人の生活基盤を形成するという意味合いは従来に比して薄れてきており、遺産における金融資産の増加等ともあい</u>まって、相続税の担税力を有する層が拡大していると考えられる。

さらに、今日では公的な社会保障制度が充実し、老後の扶養を社会的に支えているが、このことが高齢者の資産の維持に寄与することとなっている。そこで、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付に対応する負担を、死亡時に清算するという考え方に立てば、相続税は、遺産が相続される時にその一部を社会に還元することによって、給付と負担の調整に貢献できると考えられる。

以上の相続税を巡る環境の変化等からすれば、これまでの改正により大幅に緩和されてきた相続税の負担水準をこのまま放置することは 適当ではなく、相続財産に適切な負担を求め、相続税の有する資産再分配機能等の回復を図ることが重要である。

平成23年度税制改正大綱(抄)

平成22年12月16日 閣議決定

第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

- 3. 資産課税
- (1)相続税
- ① 基本的な考え方

相続税は格差是正・富の再分配の観点から、重要な税です。相続税の基礎控除は、バブル期の地価急騰による相続財産の価格上昇に対応 した負担調整を行うために引き上げられてきました。しかしながら、その後、地価は下落を続けているにもかかわらず、基礎控除の水準は据え置か れてきました。そのため、相続税は、亡くなられた方の数に対する課税件数の割合が4パーセント程度に低下しており、最高税率の引下げを含む 税率構造の緩和も行われてきた結果、相続税の再分配機能が低下しています。

地価動向等を踏まえた基礎控除の水準調整をはじめとする課税ベースの拡大を図るとともに、税率構造について見直しを図ることにより、相続税の再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する必要があります。

税制抜本改革法(平成24年法律第68号)(抄)

附則

(資産課税に係る措置)

第二十一条 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点からの相続 税の課税ベース、税率構造等の見直し及び高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大を通じた経 済活性化を図る観点からの贈与税の見直し<u>について検討を加え、その結果に基づき、平成二十四年度中に必要な法制上</u> の措置を講ずる。

相続税の見直し【平成25年度税制改正】

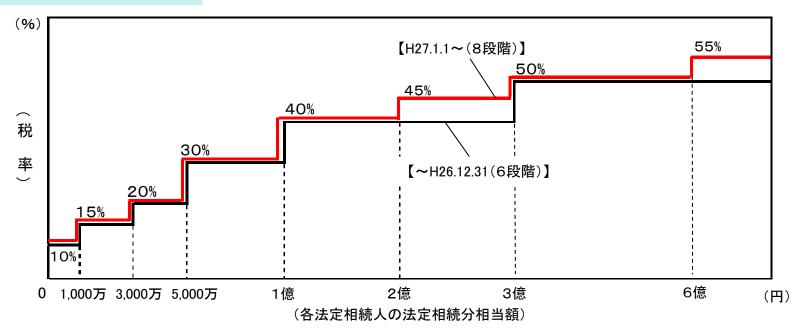
① 基礎控除の引下げ

[~H26.12.31] 5,000万円十1,000万円×法定相続人数



[H27.1.1~] 3,000万円+600万円×法定相続人数

② 税率構造の見直し



③ 未成年者控除・障害者控除の見直し

【 ∼H26.12.31 】

• 未成年者控除 6万円×20歳に達するまでの年数

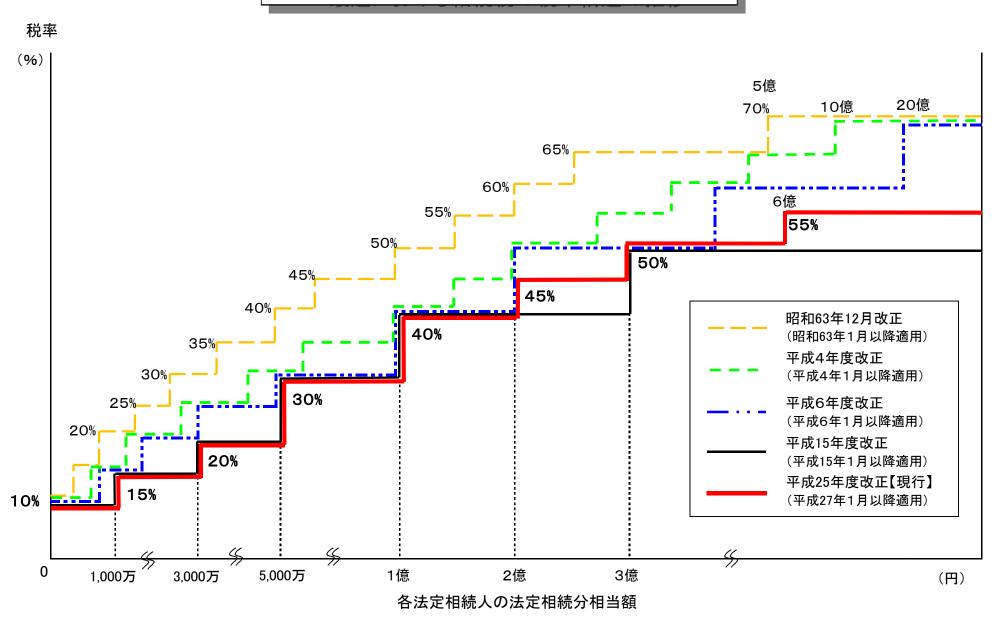
- 障害者控除 6万円(特別障害者:12万円) ×85歳に達するまでの年数

[H27.1.1~]

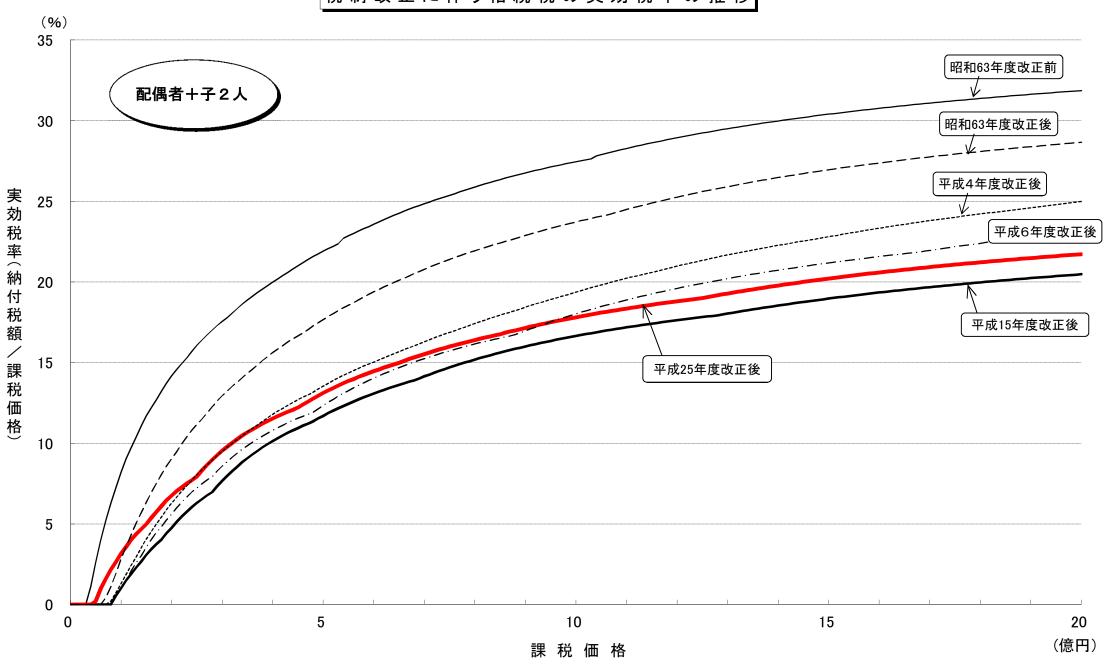
10万円×20歳に達するまでの年数

10万円(特別障害者:20万円) ×85歳に達するまでの年数

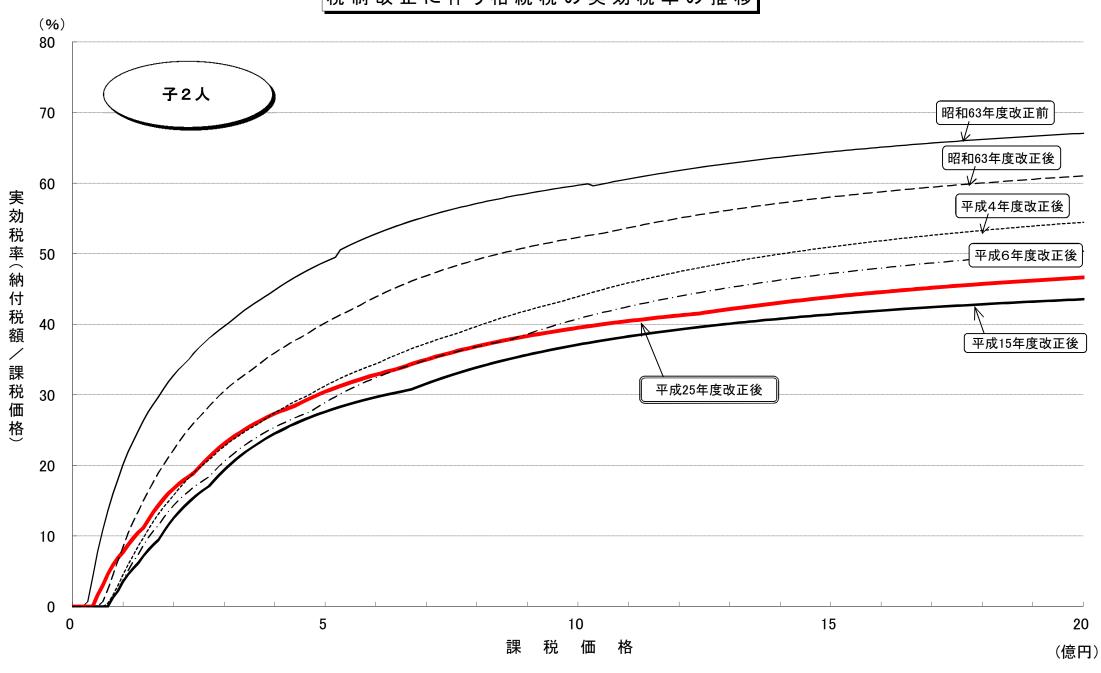
最近における相続税の税率構造の推移



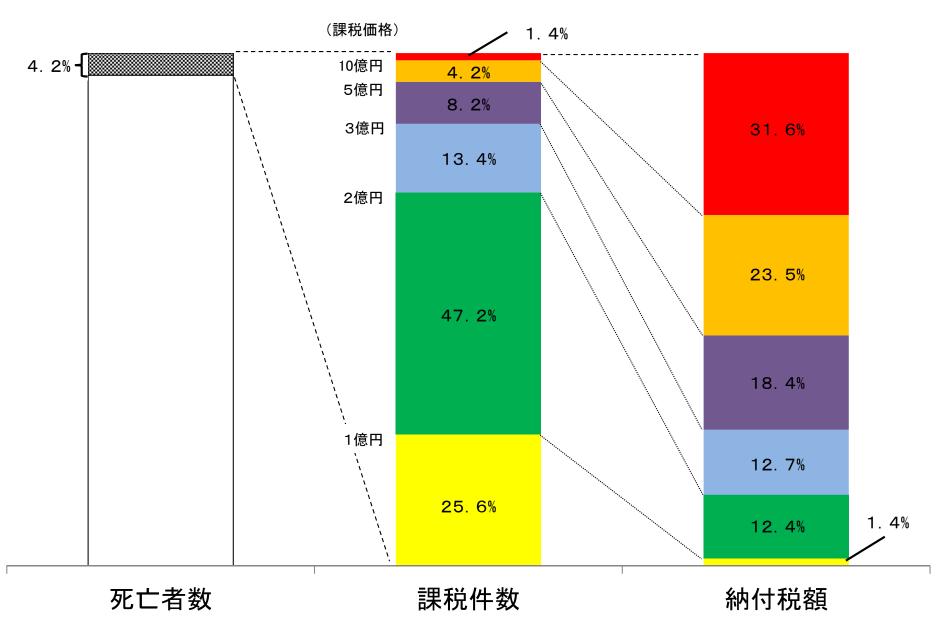
税制改正に伴う相続税の実効税率の推移



税制改正に伴う相続税の実効税率の推移



相続税の課税価格階級別構成割合と納付税額の構成割合

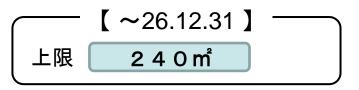


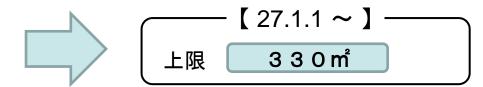
小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し【平成25年度税制改正】

- 小規模宅地等の課税の特例は、被相続人の居住又は事業の用に供されていた宅地について、相続税の課税価格を80%(※)減額する特例。
- 平成25年度改正において、相続税の見直しに伴い、相続人の居住や事業の継続に配慮 する観点から、下記の見直しを実施。

(※)貸付用(不動産貸付、駐車場)については、50%減額(限度面積200㎡)。

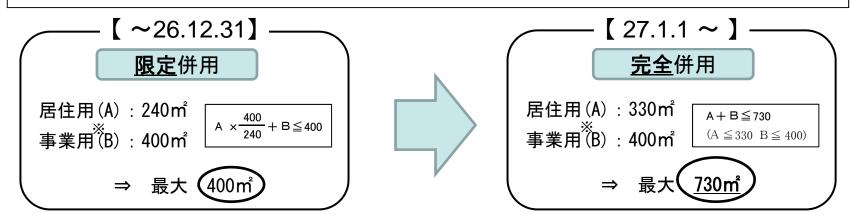
① 居住用宅地の適用対象面積の見直し





② 居住用宅地と事業用宅地を併用する場合の限度面積の拡大

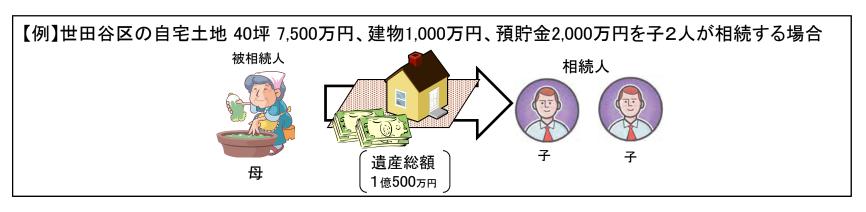
改正前において、限定的に併用が認められていた居住用宅地と事業用宅地について、完全併用(それぞれの限度面積(居住用:330㎡(改正後)、事業用:400㎡))を認める(貸付用除く)。



※ 事業用宅地とは、農機具置場(都市農業者)、店舗の敷地(個人事業者)など。

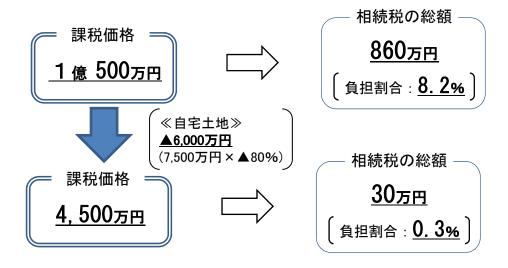
相続税における小規模宅地等の特例のイメージ

同居親族が居住用宅地等を取得した場合には、小規模宅地等の特例により一定面積まで 相続税の課税価格が8割減額されている。



〇 特例の<u>適用なし</u> (被相続人と相続人が<u>別居</u>)

○ 特例の<u>適用あり</u> (被相続人と相続人が<u>同居</u>)



(注) 小規模宅地等の特例:居住用宅地等330㎡(100坪)まで、事業用宅地等400㎡まで課税価格を8割減額(両者の併用も可能)。

【参考】東京23区における1世帯当たりの平均資産額:8,157万円(全国消費実態調査(平成21年・総務省)) 〔内訳〕自宅土地:4,269万円、自宅家屋:1,551万円、現預金:1,543万円、その他:1,533万円、債務:▲740万円

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の流れ

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(平成20年10月1日施行) に基づく経済産業大臣の関与

申

告

期

限

10ヶ月間

<u>経産大臣の</u> 認定

相

続

開

始

・会社、後継者に関する要件の判定

等

5年間

事業の継続

- 代表者であること
- 株式等の保有継続
- ・雇用の8割維持 (5年間平均)

等

(注1) 猶予税額が免除される「死亡」以外の例

- 〇 会社の倒産
- 後継者への贈与 (心身の障害により代表権を失った場合には、経営承 継期間内の贈与でも免除)
- 同族関係者以外の者に株式等を全部譲渡した場合 (譲渡対価等を上回る税額を免除)
- 民事再生計画の認可決定等があった場合 (再計算後の猶予税額等を上回る税額を免除)

株式等の 保有継続等 後継者の

死亡等 (注1)

申告•担保提供



要件を満たさなく なった場合



全額納付(注3)

株式等を譲渡等した 場合 ____



譲渡等した部分に対応する猶予税額を納付(注3)



猶予税額 の免除

後継者の相続税額のうち、議決権株式等の

80% に対応する相続税の<u>納税を猶予</u>

(注2)発行済議決権株式等の2/3に達するまで

(注3)猶予税額の納付に併せて利子税を納付。

年3.6%[特例:0.8%] ※特例基準割合1.8%の場合。